

長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に関するパブリック・コメント

No.	意見の内容（概要）	長崎市の考え方	意見を取り入れて修正した内容	意見を取り入れなかった理由
1	<p>① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関について 権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し発展させる必要があります。 そのため、国基本計画では、中核機関の整備が最重要事項のひとつに位置付けられ、また、「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI」では、令和3年度までに全市区町村に中核機関が整備されることが要請されていました。 そのような中、第8期計画期間中に中核機関の整備を完了すると明言できないとしても、少なくともより具体的な検討過程が示されるべきです。 長崎市におかれては、中核機関の整備を喫緊の課題としてご認識いただき、早急に障壁となっている問題点を洗い出し、その解決策を関係機関とも協議する等、より具体的で実質的な検討を進めていただくよう要請するものです。</p> <p>② 市民後見人候補者の養成について 「現状と課題」（96頁）において、「修了者の多くが市民後見人として活動できるような仕組み作りが必要です。」としてありますが、これに続く「今後の方針」（同頁）には、「仕組みづくり」に対応する仕組みが、何ら記載されていません。 また、「後見人等の担い手が不足している現状」（同頁）の解決のためにも、申立を担う弁護士会、司法書士会及び家庭裁判所、そして、市民後見人の団体との間の協議が必要ですから、本計画案にはそのことを明記いただくとともに、そのような協議を主導していただきたく思います。</p> <p>③ 成年後見制度の利用支援事業について 三士会は、長崎市との間では市長に対する直接の要請をさせていただいたところですが、本計画案においては、「成年後見制度の利用に係る報酬助成のあり方についても併せて検討します。」（94頁）、「専門職後見人や市民後見人の支援の仕組みについて検討していきます。」（98頁）との記載に留まっています。 近年、長崎県内において、報酬助成等の対象を市町長申立に限定しないとする市町が増加している現況ですから、長崎市におかれても、前記要請を踏まえて検討を深めいただき、報酬助成等の対象を市長申立案件に限定しないように変更する等、専門職後見人や市民後見人に対する具体的な支援策の実現を図っていただきたいと思っております。</p>	<p>① 本計画案は、長崎市の既存の協議会にて地域連携ネットワークの関係機関に、貴三士会、NPO法人市民後見人の会・ながさき、長崎家庭裁判所を招き、広く御意見を聴取したうえで、長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において策定しています。計画策定後は、同会において毎年計画の実施状況及び点検・評価を受け、適正な対応を図っていきます。 今後も、長崎家庭裁判所が主催する家事関係機関との連絡協議会や、長崎県が主催する成年後見制度利用推進連絡会での協議事項を踏まえつつ、8期計画期間中に長崎市の既存の協議会等において、本市に適した中核機関のあり方について、具体的検討過程を含め、審議していきます。</p> <p>② 市民後見人の成年後見人等への選任については、本計画案（97頁）に記載しているとおり、長崎県社会福祉協議会が開催する権利擁護委員会に、貴三士会、NPO法人市民後見人の会・ながさき、長崎市等が委員として参画し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を個別審議するなかで、市民後見人を成年後見人候補者として推薦し、実際に市民後見人活動につなげています。今後も、NPO法人市民後見人の会・ながさきの意向を尊重しながら、市民後見人の活動の場を広げていきたいと考えております。</p> <p>③ 成年後見制度利用支援事業の適用対象の拡大については、国の成年後見制度利用促進基本計画及び貴三士会からの要請を受け、他都市の取組状況や、貴三士会に照会させていただいた専門職後見人の受任及び報酬状況等の調査結果をもとに、長崎市における適用対象拡大に向けて具体的に検討しているところです。</p>	<p>③ エ 成年後見制度利用支援事業 今後の方針の後段を「また、専門職後見人や市民後見人に対し、市長申立てに限らず、必要に応じて、報酬助成を含め、具体的な支援方法を検討していきます。」に修正しました。</p>	<p>① 「長崎市の考え方」に記載した理由により内容の修正はしていませんが、今後推進していく中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>② 「長崎市の考え方」に記載した理由により内容の修正はしていませんが、今後推進していく中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

No.	意見の内容（概要）	長崎市の考え方	意見を取り入れて修正した内容	意見を取り入れなかった理由
2	<p>市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）令和3年度～令和5年度には介護老人福祉施設（老健）に関する整備については全く示されていません。</p> <p>市中心部には整備されているものの、長崎市西部地区（小江原小、桜ヶ丘小、式見小、手熊小校区（約6,000千世帯））においては老健施設が無く、全くの空白地帯化しています。当該地区には市内でも最大規模の小江原団地を有しており、開発から50年を経過し高齢化も一気に到来することは必至です。</p> <p>老健施設の大きな役割である退院後の在宅復帰を目指すための当該地区における施設整備をお願いしたい。（同内容の意見が2件）</p>	<p>介護老人保健施設（以下、老健施設）については、長崎市内に17カ所1,333床が整備されています。老健施設が設置されていない地域がありますが、地域ごとに整備する施設ではなく、また、長崎市内では現在の整備数で充足していると考えられることから、第8期においては、整備を凍結します。</p>		<p>「長崎市の考え方」に記載した理由により内容の修正はしていませんが、今後推進していく中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>上記の計画案に対して、3点ほど気になる箇所がありましたので意見として提出させていただきます。</p> <p>① 「地域で暮らす認知症のかたが、認知症になっても希望を持って暮らすことが出来る姿を発信し」とありますが、どういう意味なのか知りたいです。この文章を読んだだけでは、希望を持って暮らすとは何か、発信の方法や発信することがどうして社会参加につながるのかわかりませんでした。</p> <p>② 現状で、利用者数の増減を書くだけでなく、現状の状態になっている原因や考察を書いてほしいです。例えば、P82の介護相談員派遣事業で、介護相談員の派遣回数は減少傾向にあるという現状は記されていますが、その原因については記載されていません。原因が分かっているのに、受入事業所を増やすための方法を見つけ出すことは難しいし、その方法が有効的なのかその時における最善の手段かを判断することはできないと思います。</p> <p>③ 今後の方針として、「サービス提供のあり方を検討していく」や、「サービスの周知を図っていく」といった記述が多くありましたが、どこが問題点でどう改善していくべきなのか、という点の言及がないように思えました。検討や周知の必要性は感じられるものの、本当に、今後進展が見込めるのかとってしまうところです。令和2年度はコロナウイルスの感染拡大で見込めない部分もあるでしょうが、今後の方針の具体性は必要ではないかと思えます。</p>	<p>① 長崎市では、認知症の人本人が自らの言葉で、生活するうえで難しくなったことを様々な工夫や周囲の支援で補いつつ、できることを活かして前向きに自分らしく生活していることを、認知症地域支援推進員や認知症サポートリーダー等に直接伝え意見交換する機会を設けています。認知症に対する市民の見方が変わるきっかけになるだけでなく、認知症の人が普及啓発や認知症カフェの運営等に地域の一員として共に携わっていくことができる地域づくりを進めています。</p> <p>②③ 介護相談員派遣事業では、介護相談員の派遣回数が減少傾向にある原因の一つは、受入れのない事業所において事業への理解が得られていないことと考えており、事業の周知により理解を得られることができると考えています。</p> <p>また、課題を解決するために提供のあり方を検討する必要がある事業は、「サービス提供のあり方を検討していく」、課題を解決するために周知する必要があると考える事業は、「サービスの周知を図っていく」といった記述としています。</p> <p>様々な原因が複合し現在の状態になっているため、原因について細かく言及することで逆に一つのことに縛られているのではないかと誤解を招かれないようにしています。</p>		<p>①②③</p> <p>「長崎市の考え方」に記載した理由により内容の修正はしていませんが、今後推進していく中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>